



溶解アセチレンお取扱いの皆様へ

**お知らせ**

**「溶解アセチレン」“容器”をお取扱いの皆様へのお願い!**

平素は「安全と保安」にご協力頂き、誠に有り難うございます。

日本産業・医療ガス協会（JIMGA）溶解アセチレン分科会は、去る平成18年10月3日（火）、平成18年度定時代表者会議において、アスベスト問題に関する社会的背景及び容器の一層の安全確保を図る事を目的とし、溶解アセチレン容器の使用期限に対する「ガイドライン」を下記のとおり策定しております。

**ガイドラインの主旨**

溶解アセチレン容器の非アスベスト化を促進する事を目的として、アスベスト含有固形マス容器の使用期限の目処を容器製造後、38年とする。

※**製造後38年を経過した容器は、**  
ガイドラインの策定をご理解頂き  
まして、ご使用をお控え下さい。

（容器の肩部に製造年月が刻印されています。  
38（年）を加算した年月が、現在の年月を越えた  
容器が該当します）

●**製造年月の刻印**

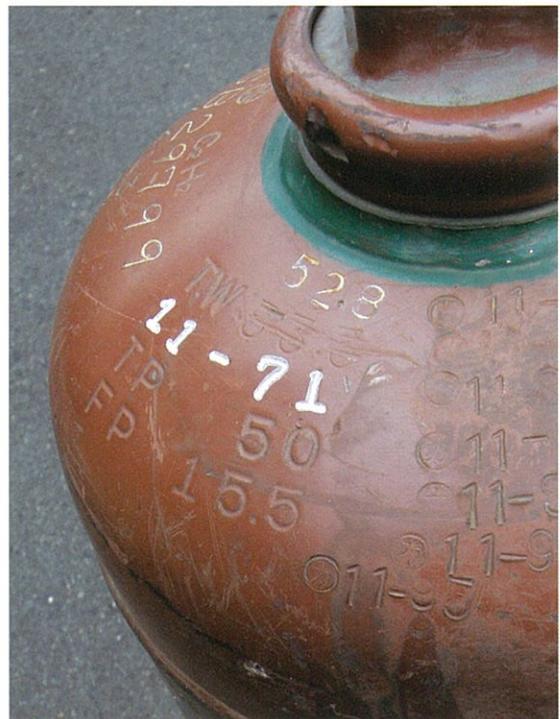
最初の刻印（検査合格年月）例

**11 - 71**

1971年11月製造の容器

**38**を加算

**2009**年11月：38年経過年月



日本産業・医療ガス協会 **溶解アセチレン分科会**

技術保安グループ G長 野村 眞澄 TEL.03-5427-6028